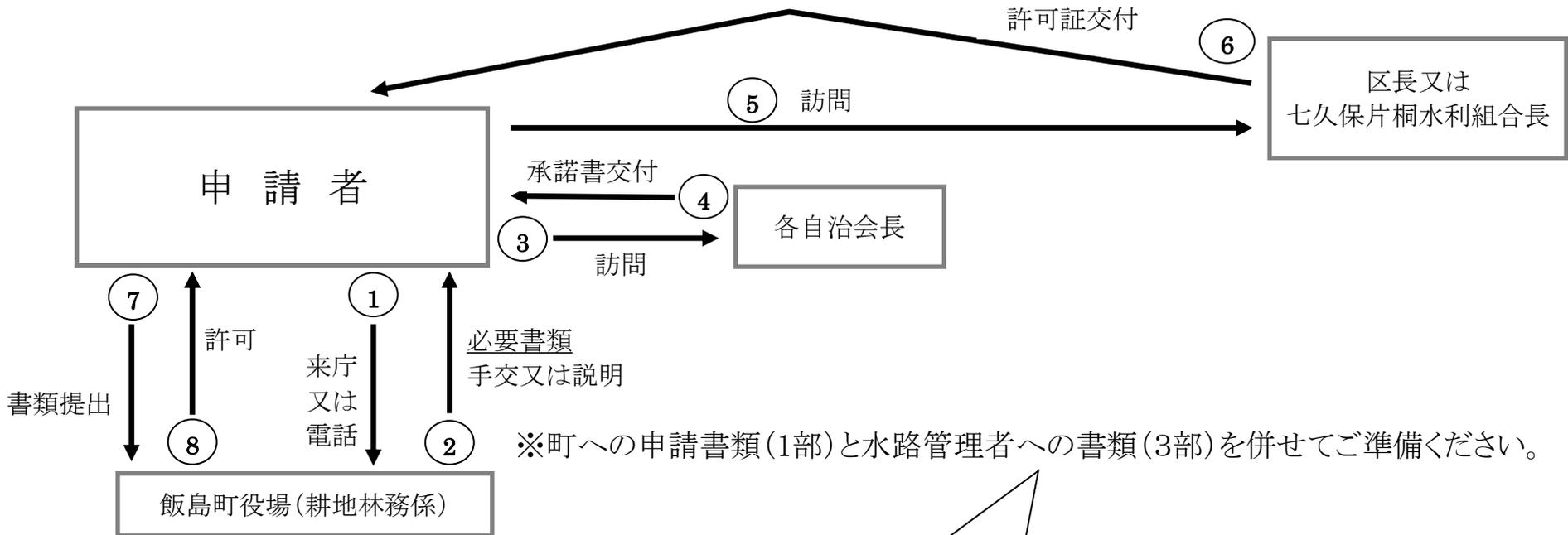


水路占用許可(宅地出入口、排水など)の流れ



※町への申請書類(1部)と水路管理者への書類(3部)を併せてご準備ください。

※町への提出書類の「利害関係者」は、
 ①自治会長
 ②区長又は水利組合長

- ①用水路 付加施設設置申請書
- ②用水路 付加施設設置承諾書
- ③用水路 付加施設設置許可証

<注意事項>

- ・各自治会の境界にご注意ください。(判断に困る場合はお問い合わせください。)
- ・水路のルート変更が伴う場合、水路管理者の許可が必要です。(用水路の新設・ルート変更・廃止規制による)
- ・商用で占用する場合、1㎡あたり80円の占用料が発生します。
- ・新規で住宅建設の場合、水利費が発生する場合があります。詳しくは水路管理者へご確認ください。